## 行 政制 度調整表

専門部会	6	上下水道部会	分 類	1	上(簡易)水道料金
分 科 会	1	上水道分科会	調整項目	1	水道料金

中条町担当	上下水道課	管理係	担当者名	
黒川村担当	建設課	水道係	担当者名	

			現    況								調整方針		備考
記載事項	中条町				黒川村							lffi '5	
概 要	上水道事業    一般の需要に応じて、『水道』により水を供給する給水人口が    5 ,001人以上の事業をいう。    『水道』・・・導管等で飲用に適する水を供給    (水道法第3条第1項から第2項)    給水区域 中条町全域(桃崎浜の一部を除く)    給水区域の内、上水道でない地区    協和町、倉敷町(専用水道)			簡易水道事業     一般の需要に応じて、計画給水人口が101人以上5,000人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。     (水道法第3条第1項から第3項)  給水区域     第1簡易水道事業(計画給水人口 3,580人)     黒川、下江端、東牧、近江新、蔵王、切田、塩沢、塩谷、下館の一部     第2簡易水道(計画給水人口 3,300人)     下館の一部、下赤谷、太田野原、坪穴、栗木野新田、夏井、鼓岡、坂井、熱田坂、宮久、川合、須巻、下荒沢、持倉、黒俣、大長谷、小長谷、鍬江									
基本料金		上水道						簡易水道		_			
	用途	水 量	料金(月額・消費税別)	月		金 田	水	量	料金(月額・消費税別)	_			
	家 事 用 営 業 用	1 0 m <sup>3</sup>	1,700円		事 —— 業	用		1 0 m <sup>3</sup>	1,200円				
	営 業 用 官公署学校用	3 0 m <sup>3</sup> 5 0 m <sup>3</sup>	5,300円 8,900円			村 村 村 村 田		3 0 m <sup>3</sup>	3,800円6,400円	-			
	工場用	4 0 0 m <sup>3</sup>	74,000円		場場	用用		1 0 0 m <sup>3</sup>	13,200円	4			
	病院用	5 0 m <sup>3</sup>	10,300円	-	 院	用		5 0 m <sup>3</sup>	10,300円				
算定方法	基本料金、超過料金、メーター使用料を合計した額に消費税等相当額を加え、その合計額に1円未満の端数が出た場合はその端数の金額を切り捨てる。						現行のとお		充一する。				
								財政への影響額		<u> </u>	単位: <sup>=</sup>		
											予算額	調整後見込額	影響額 (増
										中条町	592,160	591,673	
	中条町給水条例			黒川	村簡易を	水道給水	条例			黒川村			
関係法令等	中条町給水条例施	中条町給水条例施行規則				黒川村簡易水道給水条例施行規則			計	592,160	591,673		
								備考 平成15年度当初予算ベース					